

市産農畜産物放射性物質測定結果について

市内で生産、または採取された農畜産物などを対象に実施した放射性物質の測定結果をお知らせします。

【検査条件】

使用機器：日立アロカメディカル株式会社製CAN-OSP-NAI(簡易検査機器) ATOMTEX社製AT1320(簡易検査機器)

検査法：NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ計測時間：30分 検査期間 2/3～2/25

検体名	採取場所	検出値(Bq/kg)		基準値
		セシウム134	セシウム137	
ふきのとう	鷹巣、上大賀、野口	検出せず	検出せず	セシウム134、137 100Bq/kg
鶏卵	大岩	検出せず	検出せず	
イノシシ肉	東野	検出せず	検出せず	
まいたけほだ木	若林	検出せず	検出せず	セシウム134、137 50Bq/kg

※「検出せず」とは放射性セシウムが存在しないか、検出限界値未満のことです。本検査は簡易検査であり、安全を保証するものではありません。

○放射性物質検査日 ※土・日曜日、祝祭日及び12/29～1/3は除く

【本庁 農林振興課】大宮地域・山方地域：月～金曜日

【緒川支所】美和地域・緒川地域・御前山地域：月～金曜日

○放射性物質検査申込方法

検査を希望する方は、お住まいの地域の検査日の前日(月曜日に検査を希望する方は前週の金曜日)までに電話でお申し込みください。

・受付時間 8:30～17:00 ※土・日曜日、祝日は除く。

・申込みは先着順(1日8件)に受け付けます。

・申込みは1世帯1検体とし、その検査が終了するまで次の検査の申込みはできません。

○検体の提出、返却

・検査日の当日8:30～9:00までに検体を申込窓口まで提出してください。なお、提出する際に、検査申込書に記入願います。

・検体は土などを水で洗い落とし、できるだけ細かくして、未使用のビニール袋等に入れてください。検査に必要な量は1kg(液体や粉状のものは1ℓ以上)です。

・検査終了後、検査結果報告書と一緒に検体を返却しますので、再度、16:00～17:00までに窓口にお越しください。

問 本庁 農林振興課農業畜産G ☎52-1111 内線208 緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

台風第19号により住家が被災した国民健康保険の被保険者の一部負担金・介護サービス利用者の利用料の免除について(令和2年9月30日まで延長)

令和元年東日本台風(台風第19号)の被害による住家の損害程度が下記の要件を満たす方で、国民健康保険に加入している方は、保険医療機関等で支払う一部負担金が免除になります。一部負担金の免除を受ける場合は、保険医療機関等の窓口にて、「国民健康保険一部負担金免除証明書」を提示してください。

また、介護サービスを利用されている方は、介護保険施設等で支払う利用料が免除になります。利用料の免除を受ける場合は、介護保険施設等の窓口にて「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」をご提示ください。

なお、「国民健康保険一部負担金免除証明書」「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」については、免除に該当する方あてに3月中にお送りしておりますが、届いていない場合は下記お問合せ先までご連絡ください。

※令和元年3月31日までは保険医療機関・介護保険施設等の窓口での申告により免除になりますが、4月1日以降は免除証明書等の提示が必要になりますのでご注意ください。

●一部負担金・利用料が免除になる住家の損害程度

り災証明書に記載されている住家の損害程度：全壊、大規模半壊、半壊

●一部負担金・利用料の免除期間

令和元年10月12日から令和2年9月30日まで

●一部負担金の還付(国民健康保険)

免除要件を満たす方であって、既に国民健康保険の一部負担金の支払いを済ませている場合は、申請により一部負担金等の還付を受けることができます。

○還付申請に必要なもの

・保険医療機関等で支払った領収書または支払った金額を確認できる書類 ・住家の被害に係るり災証明書

・印鑑(朱肉を使うもの) ・口座番号の分かるもの(通帳等)

※住家の損害がない方でも、台風第19号の災害により主たる生計維持者が失職し現在収入がない方等は免除の対象になる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

問 本庁 医療保険課国保G ☎52-1111 内線164

長寿福祉課介護保険G ☎52-1111 内線172